

答申第 889 号

諮問第 1555 号

件名：平成 28 年度県教委関係人事異動案（小・中）等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とし、審査請求の対象となった免許状の種類及び教科のうち、免許状の種類を不開示としたことは妥当であるが、免許状の教科については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 12 日付けで行った一部開示決定を取り消し、免許状の種類及び教科の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本件開示請求対象文書は、「県教委関係人事異動案」であり、その内容は、主に指導主事の異動に関するものである。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）は、指導主事の職務等について、以下のように定めている。

「指導主事は上司の命を受け、学校…における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」

「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」

ウ つまり、指導主事の職務は、学校の教職員を指導する立場にある。そのような立場の者であるがゆえに、どのような免許状を有しているのか、また専門教科は何であるのか、職務上明らかにされるべきは、言を俟たない。この場合、断じて個人情報ではない。（指導主事ではない県教委

- 職員が、仮に教員免許状を有していても「不開示」情報として処理されることに同意する。)
- エ 例えば、各中学校の学校管理案には、教員名と共に担当教科名の記載がある。このことは、当該教員の免許状記載の「教科」名を明示しているといつてよいであろう。
- オ なぜ、指導主事については、個人識別情報として「教科」等を不開示にするのか、大いに疑問である。
- カ 例えば、開示文書の中に、氏名、所属学校名、現在職名（教諭）は開示、教科名は不開示という例があるが、教諭の所属学校の学校管理案により、担当教科名は直ちに明らかになるから、専攻「教科」も特定される。
- キ 本件は、まさに指導主事という特殊職務上明らかにすべき情報を、一般的個人情報と混同し処理したことに誤りがあり、請求どおり開示されるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県教育事務所（以下「県教育事務所」という。）及び県教育事務所が所管する各市町村教育委員会の平成 28 年度の定期人事異動に関して、県教育委員会が作成又は取得した文書である。県教育委員会は、対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 19 までのとおり特定し、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示しないこととして一部開示決定としたものである。

名古屋市を除く市町村立小中学校の教職員は、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第 1 項において、県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属すると規定されているため、人事異動については県教育委員会が行うことになる。

人事異動を行う際の手続きについては、「県費負担教職員の任免その他の人事取扱について」（昭和 31 年 11 月 9 日付け教職第 1414 号教育長通知）に規定されている。その中で、校長及び教頭の場合は、教育事務協議会又は市町村教育委員会（以下「協議会又は市町村委員会」という。）が所管の県教育事務所長を経由して県教育委員会に内申し、所管の県教育事務所長は意見を附して副申するものとしている。また、校長及び教頭以外の教職員の場合は、協議会又は市町村委員会が内申書類を作成し、所管の

県教育事務所長に提出することとしている。この内申及び副申が文書 2 から文書 19 までであり、その副申等に基づき県教育委員会が作成した定期人事異動案が文書 1 である。なお、教育事務協議会とは、関係市町の教育委員会から構成され、相互に連絡調整を図ることを目的に、県費負担教職員の任免その他の進退の内申に関する事務等を執行する組織である。

ア 文書 1 について

文書 1 は、県教育事務所長から送付された副申等に基づき、県教育委員会が作成した県教育事務所及び各県教育事務所が所管する各市町村教育委員会の平成 28 年度の定期人事異動案であり、請求対象外の尾張教育事務所分を除く 4 事務所 1 支所分である。

当該文書には、転出者及び後任者の所属、職名、氏名、年齢、性別、学歴及び現職年、転出者の転出先及び転出先の職名並びに後任者の経歴が記載されている。

イ 文書 2 から文書 19 までについて

文書 2 から文書 19 までは、県教育委員会が人事異動案を作成するに当たって、請求対象外の県教育委員会尾張教育事務所を除く県教育事務所から県教育委員会に送付があった副申及び内申である。

(ア) 文書 2 から文書 6 までについて

文書 2 から文書 6 までは、県教育委員会海部教育事務所から県教育委員会に送付された副申及び内申であり、文書 2 は中学校校長、文書 3 は中学校教頭、文書 4 は小学校校長、文書 5 は中学校の一般教員、文書 6 は小学校の一般教員に関する副申及び内申である。

当該文書は、海部地方教育事務協議会長が県教育委員会宛てに県教育委員会海部教育事務所長（以下「海部教育事務所長」という。）に送付した内申及び海部教育事務所長が意見を附して、県教育委員会教育長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、海部教育事務所長の意見等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、所属学校名、現在職名、現在給料の級号給並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(イ) 文書 7 から文書 13 までについて

文書 7 から文書 13 までは、県教育委員会知多教育事務所から県教育委員会に送付された副申及び内申であり、文書 7 は中学校校長、文書 8 は小学校校長、文書 9 は小学校教頭、文書 10 は小学校主幹教諭、文書 11 は小学校教諭、文書 12 は中学校教諭、文書 13 は小学校養護教諭に関するものである。

当該文書は、知多地方教育事務協議会長が県教育委員会宛てに県教育委員会知多教育事務所長（以下「知多教育事務所長」という。）に送付した内申及び知多教育事務所長が意見を附して、県教育委員会事

務局長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、知多教育事務所長の意見等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、新任職名、現在職名並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(ウ) 文書 14 について

文書 14 は、県教育委員会西三河教育事務所（以下「西三河教育事務所」という。）から県教育委員会に送付された副申及び内申である。

当該文書は、西三河教育事務所が所管する関係市町教育委員会が県教育委員会宛てに県教育委員会西三河教育事務所長（以下「西三河教育事務所長」という。）に送付した内申及び西三河教育事務所長が意見を附して、県教育委員会教育長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、西三河教育事務所長の意見、事務局採用予定者名簿等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、新任職名、現在職名、現在給料の級号給並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(エ) 文書 15 から文書 19 までについて

文書 15 から文書 19 までは、県教育委員会東三河教育事務所（以下「東三河教育事務所」という。）から県教育委員会に送付された副申及び内申である。文書 15 は中学校校長、文書 16 は中学校教頭、文書 17 は小学校校長、文書 18 は小学校教頭、文書 19 は小学校及び中学校の教諭に関するものである。

当該文書は、東三河教育事務所が所管する関係市教育委員会が県教育委員会宛てに県教育委員会東三河教育事務所長（以下「東三河教育事務所長」という。）に送付した内申及び東三河教育事務所長が意見を附して、県教育委員会教育長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、東三河教育事務所長の意見等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、新任職名、現在職名、現在給料の級号給並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「「免許状の種類及び教科」の開示を求める」と記載しており、免許状の種類及び教科以外の不開示部分については審査請求の対象外と解されることから、以下、別表の 3 欄に掲げる部分のうち免許状の種類及び教科を不開示とした理由について述べる。

イ 免許状の種類及び教科には、当該職員の教育職員免許の取得状況が記載されている。教育職員免許は、個人が取得する個人の資格に関する情報であるため、免許状の種類及び教科は個人に関する情報である。また、

免許状の種類はその者の学歴によって異なるものである。例えば、中学校教諭の場合、専修、一種、二種の免許状があり、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)において、それぞれの免許状を授与するには、基礎資格として修士、学士、短期大学士の学位を有する必要があるとされている。そのため、免許状の種類は、同時に学歴に関する情報でもある。

よって、免許状の種類及び教科は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

免許状の種類及び教科は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

また、人事異動案に記載のある職員は公務員であるが、教育職員免許は、当該公務員が、大学、短期大学、専門学校等の指定教員養成機関に入学し、法令で定められた科目及び単位を修得して卒業した後、各都道府県教育委員会に教員免許状の授与申請を行うことによって取得するものであって、県教育委員会等が各教員に取得を命じるものではない。よって、教育職員免許は、個人が公務員としての立場を離れて、私的に取得するものであるといえ、個人が保有する資格情報であると評価されることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、条例第 7 条第 2 号ただし書ハにも該当しない。

さらに、条例第 7 条第 2 号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、免許状の種類及び教科は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、指導主事は学校の教職員を指導する立場であり、どのような免許状を有しているか、専門科目は何であるのか、職務上明らかにされるべき旨主張をしている。しかし、前記(2)で述べたとおり、免許状の種類及び教科は職務の遂行に係る情報ではない。

教育職員免許法第 3 条第 1 項において、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」とされており、教育職員免許状は、学校で教員として児童・生徒を教育・指導するために必要なものである。指導主事は学校の教員を指導する立場であって、学校で教員として児童・生徒を教育・指導する教育職員の立場とは異なるものであるため、指導主事は、法律上免許状を必要としていない。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 3 項において、指導主事は「教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」とされており、教育に関する全般的な指導を行うものであり、免許状の情報とは関係のない職務である。

さらに、学校の校務をつかさどり学校の教員等を監督する立場である校長の資格でさえも、教育職員免許を保有した上で特定の職に 5 年以上あった場合（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 20 条第 1 号）の他、「教育に関する職に 10 年以上あったこと」（同規則第 20 条第 2 号）によってもみることができる。さらに、教育に関する職に就いたことがない者でも、学校の運営上特に必要がある場合には、校長として任命し又は採用することができる（同規則第 22 条）ことから、教育職員免許の有無と教員を指導する立場とは必ずしも結びつくものではない。

イ また、審査請求人は、審査請求書において、各中学校の学校管理（経営）案には、教員名と共に担当教科名の記載があり、当該教員の免許状記載の教科名を明示しているといえる旨主張している。この点について、専門科目（教科）については、審査請求人の主張するとおり、学校経営案を見れば担当教科により知ることができる。しかし、担当教科と個人が所有している免許状の教科とは異なるものであり、複数教科の免許状を保有している者もいるところ、複数免許状保有者は、必ずしも保有する免許状に対応する科目全てを学校において担当する訳ではない。よって、学校経営案上に記載されている科目と、本件行政文書上に記載された免許状の種類及び科目が一致するものではない。

免許状を取得することは個人の自由であり、私的な資格という面を有する中、職務上教員免許の資格が必要になるという理由により、その者が取得している免許状の種類及び教科に関する情報を開示することは、不当に個人に関する情報を公にすることになるため不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県教育事務所及び県教育事務所が所管する各市町村教育委員会の平成 28 年度の定期人事異動に関して県教育委員会が作成又は取得した文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書には学校から県教育委員会又は市町村教育委員会の事務局等への教員の異動について記載されており、学校から学校への教員の異動は記載されていないとのことである。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、免許状の種類及び教科の開示を求める旨記載していることから、実施機関が不開示とした別表の 3 欄に掲げる部分のうち、年齢欄、学歴欄及び給料の号給は、本件審査請求の対象となっていないことが認められる。よって、当審査会においては、以下、免許状の種類及び教科の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、免許状の種類及び教科が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

本件行政文書に記載された教員の免許状の種類及び教科は、当該免許状を保有する者の氏名と併せて記載されており、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 本件行政文書に記載された免許状の種類及び教科の情報は、教科の情報及び種類の情報に区分することができることから、以下、免許状の教科及び免許状の種類についてそれぞれ検討する。

(イ) 免許状の教科について

実施機関は、免許状の教科は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、担当教科と個人が所有している免許状の教科とは異なるものであると主張している。

この点について、教員が学校で勤務している場合にどの教科を担当しているかという情報は、学校関係者、地域住民等であれば当然了知し得る情報であることから、公知の情報であるといえる。そして、実施機関の主張するように、担当教科と個人が所有している免許状の教科とは異なるものであって、本件行政文書作成時点において免許状を有する教科を担当していない場合があるとしても、教員が特定の教科の免許状を有する以上、その職歴を通じて当該教科を全く担当しないことは例外的であると考えられることから、教員がどの教科の免許を有しているかは、公にされ、又は公にされることが予定されている情報であると解される。このことは、学校から県教育委員会又は市町村教育委員会の事務局等への異動に係る文書である本件行政文書に記載の情報であっても異なるところはない。よって、免許状の教科は、条例第7条第2号ただし書イに該当する。

(ウ) 免許状の種類について

実施機関によれば、例えば、中学校教諭の場合、専修、一種及び二種の免許状があり、教育職員免許法において、それぞれの免許状を授与するには、基礎資格として修士、学士又は短期大学士の学位を有する必要があるとされているとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、免許状の種類として「中専」、「中1」及び「中2」といった記載がされていることが認められた。

前記(イ)において述べたように、免許状の教科は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報と解されるが、免許状の教科が明らかであったとしても、その種類が「専修」、「一種」又は「二種」のいずれであるかが明らかとなるものではなく、また、免許状取得のために基礎資格として学位を有する必要がある、個人の学歴に関する情報ともいえることからすると、個人が保有する資格としての性質を有するものであり、教員の通常の職務の中でそれを他の者に対して公にすべき場面は想定されないことから、免許状の種類は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報とはいえず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、前述したとおり、免許状の種類は個人が保有する資格としての性質を有する情報であって、職務の遂行に係る情報とはいえないことから条例第7条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及び

ニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、免許状の種類及び教科のうち、免許状の種類は条例第7条第2号に該当するが、免許状の教科は同号に該当しない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名 称	2 内訳	3 実施機関が開示しな いこととした部分
文書 1 平成 28 年度 県 教委関係人事異動 案 (小・中)	/	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢欄 ・学歴欄
文書 2 校長[中・切替退 職]の人事につ いて (副申) (平成 29 年 3 月 9 日付 け)	校長[中・切替退職]の人事について (副申) (海部教育事務所長分)	なし
	校長 (中・切替退職) の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 3 教頭[中・切替退 職]の人事につ いて (副申) (平成 29 年 3 月 9 日付 け)	教頭[中・切替退職]の人事について (副申) (海部教育事務所長分)	なし
	教頭 (中・切替退職) の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 4 校長[小・切替退 職]の人事につ いて (副申) (平成 29 年 3 月 9 日付 け)	校長[小・切替退職]の人事について (副申) (海部教育事務所長分)	なし
	校長 (小・切替退職) の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 5 一般教員[中・切 替退職]の人事 について (副申) (平成 29 年 3 月 9 日付け)	一般教員[中・切替退職]の人事について (副申) (海部教育事務所長分)	なし
	一般教員 (中・切替退職) の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 6 一般教員[小・切 替退職]の人事 について (副申) (平成 29 年 3 月 9 日付け)	一般教員[小・切替退職]の人事について (副申) (海部教育事務所長分)	なし
	一般教員 (小・切替退職) の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 7 中学校長 (切替退 職) の人事につ いて (副申) (平成 29 年 3 月 8 日付	中学校長 (切替退職) の人事について (副申) (知多教育事務所長分)	なし
	中学校長の切替退職について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の種類及び教科

け)		
文書 8 小学校長（切替退職）の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 8 日付け）	小学校長（切替退職）の人事について（副申）（知多教育事務所長分）	なし
	小学校長の切替退職について（内申）	・免許状の種類及び教科
文書 9 小学校教頭（切替退職）の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 8 日付け）	小学校教頭（切替退職）の人事について（副申）（知多教育事務所長分）	なし
	小学校教頭の切替退職について（内申）	・免許状の種類及び教科
文書 10 小学校主幹教諭（切替退職）の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 8 日付け）	小学校主幹教諭（切替退職）の人事について（副申）（知多教育事務所長分）	なし
	小学校主幹教諭の切替退職について（内申）	・免許状の種類及び教科
文書 11 小学校教諭（切替退職）の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 8 日付け）	小学校教諭（切替退職）の人事について（副申）（知多教育事務所長分）	・なし
	小学校教諭の切替退職について（内申）	・免許状の種類及び教科
文書 12 中学校教諭（切替退職）の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 8 日付け）	中学校教諭（切替退職）の人事について（副申）（知多教育事務所長分）	なし
	中学校教諭の切替退職について（内申）	・免許状の種類及び教科
文書 13 小学校養護教諭（切替退職）の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 8 日付け）	小学校養護教諭（切替退職）の人事について（副申）（知多教育事務所長分）	なし
	小学校養護教諭の切替退職について（内申）	・免許状の種類及び教科
文書 14 事務局の採用について（副申）（平成 29 年 3 月 3 日）	事務局の採用について（副申）（西三河教育事務所長分）	なし
	事務局の採用について（内申）（幸田町教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教

付け)		科
	事務局の採用について（内申）（みよし市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（高浜市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（西尾市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（安城市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（豊田市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務職の採用について（内申）（刈谷市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（碧南市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（岡崎市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 15 校長の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	校長の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	中学校校長の切替退職について（内申）（豊橋市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 16 教頭の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	教頭の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	中学校教頭の切替退職について（内申）（豊川市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
文書 17 校長の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	校長の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	小学校校長の切替退職について（内申）（田原市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	校長の（小学校・切替）退職について（内申）（蒲郡市教育委員会分）	なし

	小学校校長の切替退職について（内申）（豊川市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	小学校校長の切替退職について（内申）（豊橋市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 18 教頭の人事について（副申）（平成29年3月2日付け）	教頭の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	小学校教頭の切替退職について（内申）（田原市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
文書 19 教諭の人事について（副申）（平成29年3月14日付け）	教諭の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	中学校教員の切替退職について（内申）（田原市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	教諭の（小学校・切替）退職について（内申）（蒲郡市教育委員会分）	なし
	小学校教員の切替退職について（内申）（豊川市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	愛知県教育委員会事務局勤務者の切替退職について（内申）（豊橋市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 4. 23	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 10. 23 (第559回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 12. 26 (第564回審査会)	審議
31. 1. 29 (第566回審査会)	審議
31. 2. 22 (第568回審査会)	審議
31. 3. 15	答申

答申第 890 号

諮問第 1561 号

件名：会議等状況報告の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、「事業計画に関する事項」については、現時点においては開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 当該行政文書に記録された情報は、全面的に開示しても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。
- (イ) 条例は、目的として、情報公開により、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする」としている。よって、条例の条文の解釈はこの目的に照らしてされねばならない。
- (ウ) 本情報公開請求は、リニア中央新幹線事業に関するものである。本県内でのリニア中央新幹線事業は、開削工事でされる名古屋駅周辺を除けば、すべて大深度地下トンネルの工事とされる。大深度地下の工事は本県ではじめてのものであり、その行政手続きや工事のあり方をめぐって県民の間には、大きな疑問と不安がある。よって、本事業に県当局がどのように対応しているのかを詳細に知ろうとするのは、県民として当然の権利である。
- (エ) 本情報公開請求に対して、一部不開示の理由とされている「第三

者」は、本事業の事業者である JR 東海に外ならない。確かに JR 東海は民間企業である法人である。県当局は、このことをもって条例第 7 条第 3 号を理由に、肝心な部分の情報公開を拒否している。しかし、世間においては、本事業は国家的プロジェクトとされ、3 兆円の財政投融資の対象となっており、極めて公共性の高い事業である。JR 東海を単に「第三者」とする判断には強く異議を申し立てたい。

(オ) 翻って、国鉄の分割民営化がされずに、国鉄として本事業が営まれていたら、情報公開でどうなるであろうか。当然のことながら、すべてが情報公開の対象にされたに違いない。近年公共部門の民営化が急速に進行しているが、民営主体に対して単純に条例第 7 条第 3 号が適用されるならば、民営化は県民の知る権利を奪う結果になる恐れ大なのである。

(カ) 本事業は国家プロジェクトと言われる大事業であるから、当然のことながら、事業に反対する県民も存在する。県当局は非開示の根拠として条例第 7 条第 5～6 号を挙げているが、これは事業をめぐる県民の賛否の議論を封じるものに外ならない。県当局が、JR 東海にとって不都合な情報を隠蔽することに協力して、本事業が邪魔なく進展されることを、情報開示是非の判断基準にしていると云わざるを得ない。

(キ) リニア中央新幹線事業に対する県当局の態度は、「事業主体は JR 東海ですから」と逃げ回っている姿勢が顕著であり、県民としては「悲しい」の一語に尽きる。県民の生命・安全に責任を負っているはずの県当局は、積極的に事業内容に介入し、JR 東海の異議を抑えて県民のために情報を提供するのが、地方自治の本旨に則^{のつと}った県政の姿である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

弁明書は、リニア新幹線の事業主体である JR 東海は、条例第 7 条第 3 号の括弧内に明示されている「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」ではないから、条例上の一法人であると判断して、機械的に同条第 3 号イを適用しているに過ぎない。そして、JR 東海の職員は公務員ではないからと、これまた機械的に同条第 2 号を適用しているに過ぎない。

審査請求人が審査請求書で指摘したのは、県当局のこのような条例の運用で、本当に県民の生命、健康、生活又は財産を守ることができるのかという、リニア新幹線事業に対する姿勢の問題である。

(ア) JR 東海社員の氏名、役職及び保有資格を、個人に関する情報として秘匿することの社会的妥当性について。

そもそも条例が、第 7 条第 2 号ただし書ハにおいて、公務員の場合には、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報

のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行に係る部分」の開示を求めているのは、何のためであろうか。言うまでもなく、職務遂行上の公務員に関する情報は、人権擁護の観点から秘匿されるべき個人情報ではなく、県民が、公務員としての職務がどのように遂行されるか、されたかを知る権利の方が重要であるとされているからに外ならない。

この判断基準を、本件情報開示請求に当てはめて考えると、本件情報開示請求が求めているのは、JR 東海社員に関する一般的な個人情報ではなく、JR 東海社員がリニア新幹線事業を推進する上での「当該職務遂行に係る部分」に外ならないのであって、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考えると、県民が、事業の遂行の過程を知る権利の方が、社会的にはるかに重要であることは明白である。

(イ) 条例が公にすることを求めている情報について。

一方、条例が、例外なく公にすることを求めている情報がある。それが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の情報である（条例第7条第2号ただし書口、同条第3号ただし書）。

この重要な規定について、県職員は、単なる飾り言葉としか考えていないと思われてならない。

リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、まさにこの事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てているのである。

本件開示請求にあたって、県当局が開示しないことにした部分につき、上記条文との関係において、どのような検討がされたのかが、明らかにされるべきである。

(ウ) 県民の誤解や憶測について

弁明書は、条例第7条第3号イの該当性について述べる中で、「これを公にすると、県民に誤解や憶測を招き」としている。ところが、条例をつぶさに読んでも、「県民の誤解や憶測」という例示表現はどこにもない。県職員がこのような表現を安易に使用するのは、21世紀の今日においても、「知らしむべからず、^よ知らしむべし」という役人根性が、県庁内に蔓延していることの証左である。この点の根本からの反省がなければ、情報公開条例は存在意義を失うと断言する。

(エ) 法による説明会が終了した今日における情報開示について

ところで、JR 東海は国交大臣に対して、リニア新幹線事業につき平成30年3月20日に大深度地下使用の認可申請をし、愛知県下においても平成30年5月中に5回の説明会を行っている。つまり、本情報公開が求めた情報はすでに過去のものとなっており、JR 東海の大深度

地下使用認可申請書はすでに完成している。もはや、「県民に誤解や憶測を招く」ことは皆無である。

他方、県民が、JR 東海が、大深度地下使用認可申請をする過程で、県当局とどのような協議をしたかを知ることは、県の政策決定過程を知る一助となり、県政への信頼を醸成する上で、不可欠な要素である。

よって、本情報公開請求が求めている情報は、一点の黒塗りもなく開示されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、一つ苦言を呈したい。これは愛知県の行政の在り方の問題であるが、情報公開を受け付ける部署か、あるいはその事案を抱えている部署の責任なのか分からないけれども、今回の場合は、振興部と建設部に情報の源が分かれていた。これは、普通の県民が初めから知るわけではないので、情報開示請求を出してみたら分かったことである。それによって、弁明書を出されるのが、一月ぐらい遅れて、2 回にわたって反論書を書かなければならないようなことになった。

この問題はどこにあるかという、情報開示請求を受け付けるときなのか、あるいはそのときに担当部局を呼ぶときなのか分からないが、何のために当該県民が情報開示を要求しているのかということ、県当局としては把握しておいてほしいと、つくづく思う。

情報開示請求者はリニア事業についての経過というか、今回の場合は大深度地下法の行政手続についての公開を求めていると分かっているはずであるので、一つのテーマとして県民に対応するようにしてもらいたい。冒頭に、意見を述べておく。

今回の情報開示についての意見としては、リニア中央新幹線の事業の不可解さ、不思議さというのが、そもそも 2007 年に JR 東海が、国の方がもたもたしているのであれば、うちの金だけでやりますよというふうにして、事業を始めることを意思決定して、それを受け国交省が行政事務手続に動いたというところにおいて、いわゆる国家的プロジェクトだというふうに言われており、プロジェクトの大きさから言えばそういうものだと思うが、そういうものが一企業によってやるということで始められたという矛盾である。

これが情報公開にも大きく響いている。私が情報公開されないことを納得しない、一番大きな原因である。要するに、私企業がやることだから、条例の第 7 条第 2 号、第 3 号が機械的に適用されて、JR の職員の氏名すらも、あるいは身分すらも明らかにされない。

この点に関し、大深度地下法の行政手続の中で、平成 30 年 7 月 6、7 日と、国交省が主催する公聴会が開かれた。名古屋市でも開かれた。ど

ういうふうなやり取りがあったか読み上げると、「公務員の場合は、その職務の遂行に関するものである限り、情報公開請求があれば個人情報も公開される。ところが JR 東海の職員であれば、公益的事業に携わっているながら、全てを秘密にすることができる。この矛盾をどうお考えか。」という質問に対し、答えは「公にすることにより、競争上の地位や正当な権利を害するおそれがあるものは、開示しない」。これは、条例の一文をそのまま引用して答えている。「どういう場合に、そのおそれがある場合になるのか。」という質問に対する回答は、「例えば行政との協議中に情報が漏れることがあれば、私どもと相手方双方に迷惑がかかるから、情報公開はしない」。それで、「物事が決定されるまでは、県民には知らせない方がよい、知らしむべからず依らしむべしですか。」という質問に対し、「決定された段階では、きっちりと開示をいたします。」というやり取りがあった。

条例を読んでみると、一律に私企業の職員なら名前を伏せればよいというふうに書いてあるわけではない。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合は、公務員でなくても、そういう情報を公開してもいいというふうに書いてある。

それで、リニアをめぐる問題というのは、リニアの事業に疑義を持っている立場から言えば、まさに事業そのものが県民の生命・健康・生活・財産、これに影響するからゆえに異議ありと言っているわけであり、こういうものを、もう少し柔軟にというか、拡充してというか、そういうふうに考えて、要するに、JR 東海のやっている事業は公共事業とほとんど変わらないことをやっているわけであるから、そういう場合にはいわば指導というか要請というか、県の側が JR 東海にしてもよいのではないか、というふうに思う。

民主主義の原則であるけれども、要するにこのリニア事業については、JR 東海が 3 兆円なり 5 兆円なりの資金繰りだったらできるから、自分が勝手にやるよというふうに言い出しているから、国会でも何の議論も起きなかった。県議会でも是非をめぐる議論はほとんど起きなかった。

要するに県民を巻き込んだリニアの是非論に対する議論が全くされないまま、ここまできてしまったところに根本的な問題があるような気がする。それを是正するためにも、徹底的な情報開示をするように求めたい。

次には、情報開示を請求する立場から言うと、開示される時期の問題というのが、無視できないものとしてある。

このリニアの事業については、平成 26 年 10 月 17 日に工事実施計画

(その 1) の認可が国交省からされて、新聞でにぎわしておるように、いろんなところで用地買収なり工事が始まっている。私がこの大深度地下法に関する手続について、開示請求をしたのは平成 29 年 6 月 16 日付けである。その最初の認可がされてから約 3 年経過しているわけであり、この事業に関心を持っている者としては、この間大深度地下に対する手続がどの程度進んでいるだろうかというようなことを知りたいと思って情報公開請求をした。

ところが、普通は 2 週間で開示がされるわけであるけれども、JR 東海が条例上の第三者であるということによって、30 日延ばされる。しかも部分開示の通知があっても、条例第 15 条第 3 項の規定によって 2 週間、コピーを頂くのは延ばされる。ずるずるずるずる延びていく。審査請求をすると、忘れた頃に弁明書が出てくる。で、今日に至っている。ものすごい時間が経っているわけであり、既に認可は終わっている。情報公開を請求した人間から言うと、情報公開を請求したメリットがどこにあったのかということと言わざるを得ない。

そういうことも含めて、JR 東海を第三者として丁寧に扱うことの問題、それから、条例に基づいたいろいろな手続の間の問題、そういうものをもう一度考えてもらいたいと思う。

最後に、先程触れたことを改めて言うが、JR 東海が使う大深度地下の使用認可が、平成 30 年 10 月 16 日付けで既に出された。先程読み上げた公聴会でも、最後に JR 東海は、決定された段階ではきっちりと開示しますというふうに言った。

JR 東海と愛知県その他の行政機関で、JR 東海が認可申請書を作る前に、どのような過程で政策決定をされたのか、過程を知る権利があると思う。そういう意味では済んでしまったことではなく、改めて開示をしていただくように要求する。

最後に付け加えると、平成 30 年 9 月、確か 15 日だったというふうに記憶しているけれども、JR 東海はかつて愛知県産業貿易館本館であった跡地に造るリニア中央新幹線用の変電所の工事を特定の業者に発注した。

平成 29 年の暮れに、特定の業者を含むスーパーゼネコンの談合問題が大騒ぎになった。

もしこれが普通の公共事業であったら、談合が明らかになった時点で、当該行政機関の国会なり議会なりで大騒ぎになって、真相究明の議論が沸き上がる。ところが、JR 東海は私企業だからということで情報公開しない。9 月になったら、談合に参加した特定の業者に工事を発注している。普通の公共事業では考えられないことである。国民全体に何も知らせないまま、事業が一方的に進められていく感じがしてならないので、改めて黒塗りでないまっさらな情報開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書 1「会議等状況報告（リニア中央新幹線の大深度地下使用に関する説明会（H27.9.15）」）について

文書 1 は、平成 27 年 9 月 15 日に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）の社員が、愛知県の関係部局担当者に対して、リニア中央新幹線（以下「中央新幹線」という。）建設に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）第 14 条第 2 項第 8 号及び第 9 号の意見書に係る照会に際して、中央新幹線の概要、大深度法の概要及び照会事項について説明を行い、内容についての質疑応答を行った説明会に係る記録であり、打合せ記録及び当日の説明資料で構成されている。

打合せ記録には説明会の日時、場所、出席者、主なやり取り等が記載され、出席者名簿が添付されている。また、当日の説明資料は、次第及び中央新幹線の概要（環境影響評価書のあらまし）、大深度法の概要、照会事項等が記載された資料で構成されている。

このうち開示しないこととした部分は、出席者名簿のJR東海の社員の氏名及び役職名である。

イ 文書 2「会議等状況報告（大深度地下使用の認可に当たっての事前照会に関する打合せ（H27.8.27）」）について

文書 2 は、平成 27 年 8 月 27 日にJR東海の社員が、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要な第 14 条第 2 項第 8 号及び第 9 号の意見書に係る照会に際して、愛知県の関係部局担当者を集めて説明会を開催するために、来庁して愛知県振興部交通対策課リニア事業推進室及び建設部建設企画課の職員と行った打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海が作成した資料で構成されている。

打合せ記録には打合せの日時、場所、出席者、概要等が記載され、出席者のJR東海の社員の名刺のコピーが添付されている。JR東海が作成した資料には、大深度地下使用認可申請に当たっての事前照会の概要等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録の出席者のJR東海の社員の氏名及び打合せの概要の事業計画に関する事項が記載された部分並びに出席者のJR東海の社員の名刺のコピーに記載された氏名、役職名及び保有資格並びに電話番号、FAX番号及びメールアドレスである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「当該行政文書に記録された情

報は、全面的に開示しても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しない」、「本事業は国家プロジェクトと言われる大事業であるから、当然のことながら、事業に反対する県民も存在する。県当局は非開示の根拠として条例第 7 条第 5～6 号を挙げているが、これは事業をめぐる県民の賛否の議論を封じるものに外ならない。」と主張している。しかしながら、本件一部開示決定においては、決定通知書に明記したとおり、条例第 7 条第 2 号又は第 3 号イに該当する部分を不開示としたものであり、同条第 5 号又は第 6 号に該当するとして不開示としている部分はない。よって、同条第 5 号又は第 6 号に関する審査請求人の主張は、本件一部開示決定には当てはまらない。そのため、以下は同条第 3 号イの該当性について述べるとともに、同条第 2 号の該当性についても併せて述べる。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

文書 1 及び文書 2 の JR 東海の社員の氏名、役職名及び保有資格（以下「JR 東海社員の氏名等」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

JR 東海社員の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、JR 東海の社員は公務員等ではないため、JR 東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、さらには同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

(ア) 文書 2 の打合せ記録のうち、事業計画に関する事項には、大深度地下使用の認可に当たっての事前照会に関する打合せで JR 東海から説明のあった中央新幹線に係る大深度法の認可申請の計画に関する不確定な事項が記載されているが、国土交通省において中央新幹線に係る大深度法の認可申請の審査中であり、これを公にすると、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、JR 東海の社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、事業計画に関する事項は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(イ) 文書 2 の JR 東海の電話番号、FAX 番号及びメールアドレス（以下「JR 東海の電話番号等」という。）は、JR 東海が公表していない情報であり、JR 東海は一般の問い合わせは中央新幹線愛知工事事務所及び

環境保全事務所（愛知）を県内の窓口として対応していることから、それら以外のJR東海の電話番号等が公にされると、JR東海の業務体制と無関係に問い合わせ、意見等が寄せられ、職務に必要な連絡に支障を来すなど、法人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、JR東海の電話番号等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、中央新幹線建設に係る大深度法に基づく大深度地下の使用の認可の申請に必要な大深度法第 14 条第 2 項第 8 号及び第 9 号の意見書に係る照会に際して、JR東海の社員が愛知県の関係部局担当者に対して行った説明会に係る記録及びその説明会を開催するためにJR東海の社員と行った打合せに係る記録である。その構成及び記載内容は、前記

3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同表の 3 欄に掲げるとおり、JR東海社員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、「事業計画に関する事項」及びJR東海の電話番号等を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、実施機関は不開示の根拠として条例第 7 条第 5 号及び第 6 号を挙げている旨記載しているが、前記 3(2)アにおいて実施機関が説明するとおり、本件一部開示決定において同条第 5 号及び第 6 号に該当することを理由に開示しないこととされた部分は存在しないので、以下、同条第 2 号該当性及び同条第 3 号該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、JR 東海社員の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ JR 東海社員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

JR 東海社員の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

審査請求人は、リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、この事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てており、本件開示請求に当たって同号ただし書ロとの関係において、どのような検討がされたのか明らかにされるべきであると主張している。実施機関が不開示とした JR 東海社員の氏名等は、JR 東海の社員が愛知県の関係部局担当者に対して行った説明会やその説明会を開催するための打合せに出席した者の氏名、役職名及び保有資格の情報にすぎず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

また、審査請求人は、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考え、同号ただし書ハの職務遂行上の公務員に関する情報の判断基準を当てはめるべき旨主張しているが、JR 東海の社員は同号ただし書ハに規定する公務員等でないことは文理上明らかであるので、JR 東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、JR 東海社員の氏名等が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、JR 東海社員の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を

営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号該当性について、以下検討する。

イ 事業計画に関する事項について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関が「事業計画に関する事項」として不開示とした部分には、大深度法の認可申請のスケジュールに関する事項が記載されていることが認められた。

当審査会において実施機関に確認したところ、大深度法の認可申請は、平成 30 年 3 月 20 日に JR 東海から国土交通大臣に対しなされ、同年 10 月 17 日付けで認可されたとのことである。

実施機関は、平成 30 年 6 月 7 日付けで当審査会に諮問した際に添付した弁明書において、「事業計画に関する事項」には、打合せで JR 東海から説明のあった中央新幹線に係る大深度法の認可申請の計画に関する不確定な事項が記載されているが、国土交通省において当該認可申請の審査中であり、これを公にすると、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、JR 東海の社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかしながら、大深度法の認可申請については、平成 30 年 10 月 17 日付けで既に申請は認可されている。大深度法の認可申請のスケジュールに関する事項である「事業計画に関する事項」は、現時点においては、公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、JR 東海の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、「事業計画に関する事項」は、現時点においては、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

ウ JR 東海の電話番号等について

実施機関によれば、JR 東海の電話番号等は、JR 東海が公表していない情報であり、JR 東海は一般の問合せは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を県内の窓口として対応しているとのことである。

公表していない JR 東海の電話番号等を公にすることとなると、これらの連絡先にも問合せ、意見等が寄せられることが想定され、これらの連絡先において行う通常の業務に支障を来すおそれがあり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、JR 東海の電話番号等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

エ 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

審査請求人は、本件開示請求に当たり実施機関が開示しないこととした部分につき、条例第 7 条第 3 号ただし書との関係において、どのような検討がされたのかが明らかにされるべきであると主張する。

条例第 7 条第 3 号ただし書の「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいい、事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

前記ウにおいて条例第 7 条第 3 号イに該当するとした JR 東海の電話番号等は、JR 東海の社員の連絡先にすぎず、これを開示しても、人の生命、健康等への危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防することにつながるものではないと認められることから、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当しない。

オ 以上のことから、実施機関が条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示とした部分のうち、「事業計画に関する事項」については現時点においては同号に該当しないが、JR 東海の電話番号等については同号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の 2 欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書1 会議等状況報告（リニア中央新幹線の大深度地下使用に関する説明会（H27.9.15））	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の社員の氏名及び役職名 	条例第7条第2号
文書2 会議等状況報告（大深度地下使用の認可に当たっての事前照会に関する打合せ（H27.8.27））	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の社員の氏名、役職名及び保有資格 	条例第7条第2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に関する事項 ・ JR 東海の電話番号、FAX番号及びメールアドレス 	条例第7条第3号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 6. 7	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 7. 10	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 10. 11 (第558回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 10. 30 (第560回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 12. 18 (第563回審査会)	審議
31. 2. 18 (第567回審査会)	審議
31. 3. 15	答申

答申第 891 号

諮問第 1569 号

件名：JR 東海との打合せについて等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分については、現時点においては開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 当該行政文書に記録された情報は、全面的に開示しても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。
- (イ) 条例は、目的として、情報公開により、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする」としている。よって、条例の条文の解釈はこの目的に照らしてされねばならない。
- (ウ) 本情報公開請求は、リニア中央新幹線事業に関するものである。本県内でのリニア中央新幹線事業は、開削工事でされる名古屋駅周辺を除けば、すべて大深度地下トンネルの工事とされる。大深度地下の工事は本県ではじめてのものであり、その行政手続きや工事のあり方をめぐって県民の間には、大きな疑問と不安がある。よって、本事業に県当局がどのように対応しているのかを詳細に知ろうとするのは、県民として当然の権利である。
- (エ) 本情報公開請求に対して、一部不開示の理由とされている「第三

者」は、本事業の事業者である JR 東海に外ならない。確かに JR 東海は民間企業である法人である。県当局は、このことをもって条例第 7 条第 3 号を理由に、肝心な部分の情報公開を拒否している。しかし、世間においては、本事業は国家的プロジェクトとされ、3 兆円の財政投融資の対象となっており、極めて公共性の高い事業である。JR 東海を単に「第三者」とする判断には強く異議を申し立てたい。

(ウ) 翻って、国鉄の分割民営化がされずに、国鉄として本事業が営まれていたら、情報公開でどうなるであろうか。当然のことながら、すべてが情報公開の対象にされたに違いない。近年公共部門の民営化が急速に進行しているが、民営主体に対して単純に条例第 7 条第 3 号が適用されるならば、民営化は県民の知る権利を奪う結果になる恐れ大なのである。

(カ) 本事業は国家プロジェクトと言われる大事業であるから、当然のことながら、事業に反対する県民も存在する。県当局は非開示の根拠として条例第 7 条第 5～6 号を挙げているが、これは事業をめぐる県民の賛否の議論を封じるものに外ならない。県当局が、JR 東海にとって不都合な情報を隠蔽することに協力して、本事業が邪魔なく進展されることを、情報開示是非の判断基準にしていると云わざるを得ない。

(キ) リニア中央新幹線事業に対する県当局の態度は、「事業主体は JR 東海ですから」と逃げ回っている姿勢が顕著であり、県民としては「悲しい」の一語に尽きる。県民の生命・安全に責任を負っているはずの県当局は、積極的に事業内容に介入し、JR 東海の異議を抑えて県民のために情報を提供するのが、地方自治の本旨に則^{のつと}った県政の姿である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本論に入る前に、本件についての実施機関の事務手続きのあり方に疑問を禁じ得ない。

本件の審査請求人が実施機関に対して、行政文書開示請求書を提出したのは、平成 29 年 6 月 16 日で、請求事項は、「現在進められているリニアの工事について、大深度地下法に関する会議、連絡などの文書のすべて」というものであった。その後、当該行政文書の担当が、振興部交通対策課と建設部建設企画課の 2 課にわたることから、決定期間延長通知書や行政文書一部開示決定通知書が、それぞれの課から同日に送達されてきた。審査請求人は当然の事務処理と受け止め、平成 29 年 10 月 18 日、両課の行政文書一部開示決定を不服として、全面開示を求めて、一括して本件審査請求を提起した。

ところが、その後、両課の事務処理が大きくズレることになった。

すなわち、審査請求に関する「弁明書の送付及び反論書の提出について（通知）」が審査請求人に送達されたのは、建設企画課からは平成30年6月7日付であり、交通対策課からは平成30年7月13日付であった。当然反論書の提出期限も大きく異なっていた。先に送達された建設企画課に電話で事情を聞いたところ、対象の行政文書の量が交通対策課の方が多いため、弁明書の作成に時間がかかっているためだろうということであった。

実施機関は、県民たる審査請求人が求めている情報の開示をどのように考えているのであろうか。JR 東海が進めているリニア新幹線事業が県民にどんな影響を与えるのかを知りたくて、大深度地下法に関するものに絞って開示請求をしたものである。関係する課が2課にわたっても、県民はリニア新幹線事業の情報をトータルで知りたいのである。特に手続きが遅れた交通対策課の怠慢は遺憾としか言い様がない。猛省を求めるものである。

- (イ) さて、弁明書の論点は大きく2点に分かれる。すなわち、条例第7条の第2号及び第3号を根拠とする部分と、同条第5号及び第6号を根拠とする部分とに。

前者の論点に関して、弁明書は、リニア新幹線の事業主体である JR 東海は、条例第7条第3号の括弧内に明示されている「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」ではないから、条例上の一法人であると判断して、機械的に同条第3号イを適用しているに過ぎない。そして、JR 東海の職員は公務員ではないからと、これまた機械的に同条第2号を適用しているのに過ぎない。

しかし、審査請求人は以下の理由から、条例制定の趣旨・目的から判断して、保護されるべき個人情報、公務員と JR 東海職員とにおいて等価であると考ええる。

- a JR 東海職員の氏名、役職及び保有資格を、個人に関する情報として秘匿することの社会的妥当性について

そもそも条例が、第7条第2号ハ、において、公務員の場合は、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行に係る部分」の開示を求めているのは、何のためであろうか。言うまでもなく、職務遂行上の公務員に関する情報は、人権擁護の観点から秘匿されるべき個人情報ではなく、県民が、公務員としての職務がどのように遂行されるか、されたかを知る権利の方が重要であるとされているからに外ならない。

この判断基準を、本件情報開示請求に当てはめて考えると、本件情報開示請求が求めているのは、JR 東海社員に関する一般的な個人

情報ではなく、JR 東海社員がリニア新幹線事業を推進する上での「当該職務遂行に係る部分」に外ならないのであって、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考えると、県民が、事業の遂行の過程を知る権利の方が、社会的にはるかに重要であることは明白である。

b 条例が公にすることを求めている情報について

一方、条例が、例外なく公にすることを求めている情報がある。それが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の情報である（条例第7条第2号ロ、同条第3号ただし書）。

この重要な規定について、県職員は、単なる飾り言葉としか考えていないと思われてならない。

リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、まさにこの事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てているのである。

本件開示請求にあたって、県当局が開示しないことにした部分につき、上記条文との関係において、どのような検討がされたのかが、明らかにされるべきである。

c 後者、すなわち条例第7条第5号及び第6号を根拠とする部分への反論

(a) 弁明書は、条例第7条第5号の適用について、JR 東海が情報開示されることを意識して、知事に対して詳細な情報を提供しなくなって、知事の意味決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、としている。こうした判断は、リニア事業の大深度地下使用認可申請書が作成されるまでは、知事と JR 東海が秘密裏に協議を進めて、県民の存在などは視野に入れないという行政姿勢を明らかにしているものに外ならない。知事は、JR 東海から知り得た情報を積極的に県民に提供して、県民の中の様々な議論を巻き込んだ上で政策決定をするというのが、民主的な行政の基本である。

(b) 弁明書は、条例第7条第6号の適用について、全幹法に定められたリニア事業への愛知県の協力義務を根拠に、事業を批判する県民の意見を、「利害関係者等からの圧力、干渉等の影響」と規定して、「大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第7条第6号に該当する」と言い切っている。これは、リニア事業の建設促進のためには、事業を批判する県民の意見には一切耳を貸さないと断言しているのと同義である。まさに情報公開条例制定の趣旨・目的を無視した暴挙と言わねばならない。

d 法による説明会が終了した今日における情報開示について

ところで、JR 東海は国交大臣に対して、リニア新幹線事業につき平成 30 年 3 月 20 日に大深度地下使用の認可申請をし、愛知県下においても平成 30 年 5 月中に 5 回の説明会を行っている。つまり、本情報公開が求めた情報はすでに過去のものとなっており、JR 東海の大深度地下使用認可申請書はすでに完成している。もはや、実施機関が JR 東海に礼を尽くして、情報を秘密にしておく理由はなくなったのである。他方、県民が、JR 東海が、大深度地下使用認可申請をする過程で、県当局とどのような協議をしたかを知ることは、県の政策決定過程を知る一助となり、県政への信頼を醸成する上で、不可欠な要素である。

よって、本情報公開請求が求めている情報は、一点の黒塗りもなく開示されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、一つ苦言を呈したい。これは愛知県の行政の在り方の問題であるが、情報公開を受け付ける部署か、あるいはその事案を抱えている部署の責任なのか分からないけれども、今回の場合は、振興部と建設部に情報の源が分かれていた。これは、普通の県民が初めから知るわけではないので、情報開示請求を出してみたら分かったことである。それによって、弁明書を出されるのが、一月ぐらい遅れて、2 回にわたって反論書を書かなければならないようなことになった。

この問題はどこにあるかということ、情報開示請求を受け付けるときなのか、あるいはそのときに担当部局を呼ぶときなのか分からないが、何のために当該県民が情報開示を要求しているのかということ、県当局としては把握しておいてほしいと、つくづく思う。

情報開示請求者はリニア事業についての経過というか、今回の場合は大深度地下法の行政手続についての公開を求めていると分かっているはずであるので、一つのテーマとして県民に対応するようにしてもらいたい。冒頭に、意見を述べておく。

今回の情報開示についての意見としては、リニア中央新幹線の事業の不可解さ、不思議さというのが、そもそも 2007 年に JR 東海が、国の方がもたもたしているのであれば、うちの金だけでやりますよというふうにして、事業を始めることを意思決定して、それを受け国交省が行政事務手続に動いたというところにおいて、いわゆる国家的プロジェクトだというふうに言われており、プロジェクトの大きさから言えばそういうものだと思うが、そういうものが一企業によってやるということで始められたという矛盾である。

これが情報公開にも大きく響いている。私が情報公開されないことを

納得しない、一番大きな原因である。要するに、私企業がやることだから、条例の第7条第2号、第3号が機械的に適用されて、JRの職員の氏名すらも、あるいは身分すらも明らかにされない。

この点に関し、大深度地下法の行政手続の中で、平成30年7月6、7日と、国交省が主催する公聴会が開かれた。名古屋市でも開かれた。

どういうふうなやり取りがあったか読み上げると、「公務員の場合は、その職務の遂行に関するものである限り、情報公開請求があれば個人情報も公開される。ところがJR東海の職員であれば、公益的事業に携わっているながら、全てを秘密にすることができる。この矛盾をどうお考えか。」という質問に対し、答えは「公にすることにより、競争上の地位や正当な権利を害するおそれがあるものは、開示しない」。これは、条例の一文をそのまま引用して答えている。「どういう場合に、そのおそれがある場合になるのか。」という質問に対する回答は、「例えば行政との協議中に情報が漏れることがあれば、私どもと相手方双方に迷惑がかかるから、情報公開はしない」。それで、「物事が決定されるまでは、県民には知らせない方がよい、知らしむべからず由らしむべきですか。」という質問に対し、「決定された段階では、きっちりと開示をいたします。」というやり取りがあった。

条例を読んでみると、一律に私企業の職員なら名前を伏せればよいというふうに書いてあるわけではない。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合は、公務員でなくても、そういう情報を公開してもいいというふうに書いてある。

それで、リニアをめぐる問題というのは、リニアの事業に疑義を持っている立場から言えば、まさに事業そのものが県民の生命・健康・生活・財産、これに影響するからゆえに異議ありと言っているわけであり、こういうものを、もう少し柔軟にというか、拡充してというか、そういうふうに考えて、要するに、JR東海のやっている事業は公共事業とほとんど変わらないことをやっているわけであるから、そういう場合にはいわば指導というか要請というか、県の側がJR東海にしてもよいのではないか、というふうに思う。

条例第7条第5号、第6号については、全幹法の第13条第4項、要するに、全幹法で認められた事業には、県はいろんな行政手続とか用地買収とかにも、新幹線を造る主体に対して協力をするという条項があるので、それを根拠にして愛知県はリニア新幹線を推進する、この法律によって推進する立場だから、そういうものを妨害するような要素については一切情報公開しないというふうに読める弁明書が出されている。

その中で JR 東海が開示されることを意識して情報をくれないと、ちゃんとした判断が行政としてできないというような感じの言い回しのところがあるけれども、認可を申請するのは、愛知県ではなく JR 東海であるから、JR 東海がまともな情報を開示しないまま国交省が認可することはないわけであり、事業主体による JR 東海の判断の話であって、愛知県がそれに協力して、いわば情報を出さないことに協力をするという姿勢、この 5 号、6 号の解釈に、到底納得できない。

民主主義の原則であるけれども、要するにこのリニア事業については、JR 東海が 3 兆円なり 5 兆円なりの資金繰りだったらできるから、自分が勝手にやるよというふうに言い出しているから、国会でも何の議論も起きなかった。県議会でも是非をめぐる議論はほとんど起きなかった。

要するに県民を巻き込んだリニアの是非論に対する議論が全くされないまま、ここまできてしまったところに根本的な問題があるような気がする。それを是正するためにも、徹底的な情報開示をするように求めたい。

次には、情報開示を請求する立場から言うと、開示される時期の問題というのが、無視できないものとしてある。

このリニアの事業については、平成 26 年 10 月 17 日に工事実施計画（その 1）の認可が国交省からされて、新聞でにぎわしておるように、いろんなところで用地買収なり工事が始まっている。私がこの大深度地下法に関する手続について、開示請求をしたのは平成 29 年 6 月 16 日付けである。その最初の認可がされてから約 3 年経過しているわけであり、この事業に関心を持っている者としては、この間大深度地下に対する手続がどの程度進んでいるだろうかというようなことを知りたいと思って情報公開請求をした。

ところが、普通は 2 週間で開示がされるわけであるけれども、JR 東海が条例上の第三者であるということによって、30 日延ばされる。しかも部分開示の通知があっても、条例第 15 条第 3 項の規定によって 2 週間、コピーを頂くのは延ばされる。ずるずるずるずる延びていく。審査請求をすると、忘れた頃に弁明書が出てくる。で、今日に至っている。ものすごい時間が経っているわけであり、既に認可は終わっている。情報公開を請求した人間から言うと、情報公開を請求したメリットがどこにあったのかということをおぼろげに言えない。

そういうことも含めて、JR 東海を第三者として丁寧に扱うことの問題、それから、条例に基づいたいろいろな手続の間の問題、そういうものをもう一度考えてもらいたいと思う。

最後に、先程触れたことを改めて言うが、JR 東海が使う大深度地下の使用認可が、平成 30 年 10 月 16 日付けで既に出された。先程読み上げ

た公聴会でも、最後に JR 東海は、決定された段階ではきっちりと開示しますというふうに言った。

少なくとも条例第 7 条第 5 号、第 6 号に関する分については、黒塗りをやめて改めてきちんと開示をしてほしい。

JR 東海と愛知県その他の行政機関で、JR 東海が認可申請書を作る前に、どのような過程で政策決定をされたのか、過程を知る権利があると思う。そういう意味では済んでしまったことではなく、改めて開示をしていただくように要求する。

最後に付け加えると、平成 30 年 9 月、確か 15 日だったというふうに記憶しているけれども、JR 東海はかつて愛知県産業貿易館本館であった跡地に造るリニア中央新幹線用の変電所の工事を特定の業者に発注した。

平成 29 年の暮れに、特定の業者を含むスーパーゼネコンの談合問題が大騒ぎになった。

もしこれが普通の公共事業であったら、談合が明らかになった時点で、当該行政機関の国会なり議会なりで大騒ぎになって、真相究明の議論が沸き上がる。ところが、JR 東海は私企業だからということで情報公開しない。9 月になったら、談合に参加した特定の業者に工事を発注している。普通の公共事業では考えられないことである。国民全体に何も知らせないまま、事業が一方向的に進められていく感じがしてならないので、改めて黒塗りでないまっさらな情報開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書 1「JR東海との打合せについて (H29.1.20)」について

文書 1 は、平成 29 年 1 月 20 日に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）の社員が愛知県振興部交通対策課リニア事業推進室（以下「リニア事業推進室」という。）へ、リニア中央新幹線（以下「中央新幹線」という。）建設に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）の認可申請に必要なボーリングデータの提供について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海からの依頼文で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、主なやり取り等が記載されている。また、JR東海からの依頼文には、日付、本文、利用目的、提供資料、提供方法、取扱い、JR東海の担当及び連絡先が記載されているほか、別紙として平面図が添付されている。平面図は、春日井市内の一部における大深度法第 2 条第 3 項の事業区域のおおむねの位置及びボーリングデータの提供を依頼する箇所が示されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び主なやり取りの一部並びにJR東海からの依頼文のJR東海の担当者名及び連絡先の電話番号である。

イ 文書 2「大深度地下使用手続に関するJR東海との打合せについて (H27.11.9)」について

文書 2 は、平成 27 年 11 月 9 日にJR東海の社員がリニア事業推進室へ、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要な井戸等の物件調査について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、打合せ記録、JR東海が作成した地権者に対する依頼文、大深度法事業区域にかかると考えられる愛知県が所有する土地のリスト、大深度法第 13 条に基づく物件調査を実施するおおむねの範囲が示されている調査範囲図及び大深度法第 2 条第 3 項の事業区域のおおむねの位置が示されている平面図で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、概要等が記載されている。JR東海が作成した地権者に対する依頼文は、町内会で回覧したもの、ポスティングしたものと及び郵送したものの 3 種類があり、表題、本文、調査方法、調査対象、調査時期、井戸調査員に関する事項、請負者及び調査会社に関する事項、調査票様式、JR東海の連絡先等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び打合せ概要の一部並びにJR東海が作成した地権者に対する依頼文の井戸調査員に関する事項のうち身分証明書の様式並びに問い合わせ先である請負者及び調査会社の名称、住所、担当者名及び電話番号である。

ウ 文書 3「中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会の開催について (H26.4.22)」について

文書 3 は、平成 26 年 4 月 22 日にJR東海が開催した「中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会」を傍聴したリニア事業推進室職員による本件説明会の内容の記録であり、説明会記録並びに主催者からの配付資料及び開催通知文書で構成されている。説明会記録には、日時、場所、出席者、説明会概要等が記載されている。また、主催者からの配付資料は大深度法第 12 条第 1 項の規定による事業概要書であり、宛名、発信者名、事業者の名称、事業の種類、事業区域の概要、使用の開始の予定時期及び期間、事業計画の概要、事業概要図等が記載されている。開催通知文書はJR東海が本件説明会の開催を通知するものであり、日時、場所、大深度法における「事前の事業間調整」の手続の説明等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、説明会記録のJR東海の出席者名である。

エ 文書 4「大深度地下使用に係るJR東海、県建設部（建設企画課、用地

課)との打合せ(H26.2.5)」について

文書4は、JR東海から県に対し、大深度法に係る「事前の事業間調整」について情報提供するために行った打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海からの説明資料で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、趣旨、結果の概要、主な内容等が記載されている。また、JR東海からの説明資料は、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく「事前の事業間調整」の実施について」という表題の未定稿の案段階のものであり、表題、日付、発信名、本文、事業概要書の概要、大深度法第12条に基づく「事前の事業間調整」手続き及び今後の進め方が記載されており、「事業概要書(案)」、「縦覧場所」その他参考資料が添付されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び主な内容の一部である。

オ 文書5「リニア建設に係るボーリング調査実施についてのJR東海、県河川課との打合せ(H25.11.18)」について

文書5は、平成25年11月18日にJR東海の社員が愛知県建設部河川課へ、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要なボーリング調査の県河川用地内での実施について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、添付書類はなく、打合せ記録のみである。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、趣旨、内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び内容の一部である。

カ 文書6「リニア建設に係るボーリング調査実施についてのJR東海、県河川課との打合せ(H25.10.24)」について

文書6は、平成25年10月24日にJR東海の社員が愛知県建設部河川課へ、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要なボーリング調査の県河川用地内での実施について依頼を行うために来庁した際に行われた打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海からの説明資料で構成されている。打合せ記録には、打合せの日時、場所、出席者、趣旨、内容等が記載されている。また、JR東海からの説明資料は、表題、地質調査内容、調査希望箇所等が記載されており、「仮設計画図(案)」、位置図、調査計画箇所の写真、「中央新幹線環境図」及び登記情報が添付されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録のJR東海の出席者名及び内容の一部である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書中のJR東海の出席者名及び担当者名であるJR東海の職員の氏名（役職を含む。）並びに文書2中の地権者に対する依頼文に記載された請負者及び調査会社の担当者名（以下「JR東海社員の氏名等」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

JR東海社員の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、JR東海の社員は公務員等ではないため、JR東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、さらには同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。よって、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第3号イ該当性について

(ア) 文書1中の打合せ記録の主なやり取りの一部、文書4中の打合せ記録の主な内容の一部、文書5中の打合せ記録の内容の一部及び文書6中の打合せ記録の内容の一部（以下「大深度法認可申請の計画に関する事項等」という。）は、打合せ時点での検討段階の情報が記載されている。

当該情報は、JR東海の中央新幹線建設事業における事前調整段階の未確定な情報であり、これを公にすると県民に誤解や憶測、不安を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、JR東海の社会的評価の低下を招き、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第7条第3号イに該当する。

(イ) 文書1中のJR東海の電話番号は、JR東海が公表していない情報であり、一般の問い合わせは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を窓口として対応していることから、公表していないJR東海の電話番号が公にされると、JR東海の業務体制と無関係に問い合わせ、意見等が寄せられ、業務に必要な連絡に支障を来すなど、JR東海の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該電話番号は、条例第7条第3号イに該当する。

(ウ) 文書2中の打合せ概要の一部にはJR東海が発注した井戸調査の請負者の名称が記載されており、その箇所並びに文書2中の地権者に対する依頼文に記載された請負者及び調査会社の名称、住所及び電話番号（以下「井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報」と総称する。）は、大深度法の認可申請に必要な井戸調査に関するものである。これらの情報は、調査対象範囲の住民や法人のために示されているものにすぎず、不特定多数の者からの問い合わせ等を対象とした

ものではない。井戸調査についてはJR東海が主体となって行っているものであるが、これらの情報が公にされると、請負者や調査会社に対しても不特定多数の者から調査の遂行と関係のない問い合わせ、意見等が寄せられ、その結果、対応に労力を要するなど業務に支障を来し、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報は、条例第7条第3号イに該当する。

- (エ) 文書2中の井戸調査員が携帯する身分証明書の様式は、調査の際に民間の土地に立ち入る必要があることから、あらかじめ調査対象範囲の住民や法人に限り周知しているものであり、不特定多数の者が入手できるものとはなっていない。当該様式が公にされると、身分証明書の偽造が容易となり、犯罪等に悪用されるおそれがある。このことにより、大深度法の認可申請において必要となる大深度法第13条の井戸調査及び調書作成の業務に支障を来し、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、井戸調査員が携帯する身分証明書の様式は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 条例第7条第5号該当性について

本件行政文書は、JR東海が大深度地下使用に関して県に打合せに来庁した際に、リニア事業推進室が作成した打合せ記録であって、そのうち、大深度法認可申請の計画に関する事項等には、JR東海が国に対して大深度法の認可申請をするに当たっての打合せ時点での検討段階の情報が記載されている。

当該情報は、国が大深度法の認可をするに当たっての国における審議、検討又は協議に関する情報である。一方で全国新幹線鉄道整備法第13条第4項に基づく地方公共団体が講ずる中央新幹線に関する必要な措置として県が行う中央新幹線の建設促進に向けた県内部における検討にも使用する情報でもある。この検討段階の情報を公にすることにより、JR東海が開示されることを意識し、JR東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなるおそれがあり、大深度法第8条に基づく地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の提供、大深度法第12条に基づく大臣から大深度地下使用協議会の構成員である知事への事業概要書の写しの送付等の事前の事業間調整、大深度法第14条第2項第8号から第10号までの使用認可申請書に添付する意見書の作成などのために行う国や県における大深度地下使用に関する事前協議等、中央新幹線事業推進のための各種審議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第7条

第 5 号に該当する。

エ 条例第 7 条第 6 号該当性について

大深度法認可申請の計画に関する事項等には、JR東海が国に対して大深度法の認可申請をするに当たっての検討段階の情報が記載されている。当該情報は、国が行う大深度法の認可事務に関する情報であり、その情報を受けて県は、全国新幹線鉄道整備法第 13 条第 4 項に基づく地方公共団体が講ずる中央新幹線に関する必要な措置として行う中央新幹線の建設促進に関する事務を行っている。

当該情報を公にすることにより、利害関係者等からの圧力、干渉等の影響を受けるおそれがあり、その結果、国における大深度法の認可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、JR東海が開示されることを意識し、JR東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなり、中央新幹線事業を円滑に推進するための関係機関との連絡調整や地元住民等との調整などの県が行う中央新幹線の建設促進に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、中央新幹線建設に係る大深度法に基づく大深度地下の使用の認可の申請に関して、JR東海と県が行った打合せに係る記録及びJR東海が開催した説明会を傍聴した県の職員による記録である。その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同表の 3 欄に掲げるとおり、JR東海社員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、JR東海の電話番号、井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報並びに井戸調査員が携帯する身分証明書の様式を同条第 3 号イに、大深度法認可申請の計画に関する事項等を同条第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、JR 東海社員の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ JR 東海社員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

JR 東海社員の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

審査請求人は、リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、この事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てており、本件開示請求に当たって同号ただし書ロとの関係において、どのような検討がされたのか明らかにされるべきであると主張している。実施機関が不開示とした JR 東海社員の氏名等は、JR 東海と県が行った打合せ及び JR 東海が開催した説明会に出席した者の役職及び氏名の情報や井戸調査の請負者及び調査会社の担当者名の情報にすぎず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

また、審査請求人は、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考え、同号ただし書ハの職務遂行上の公務員に関する情報の判断基準を当てはめるべき旨主張しているが、JR 東海の職員並びに請負者及び調査会社の担当者は同号ただし書ハに規定する公務員等でないことは文理上明らかであるので、JR 東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、JR 東海社員の氏名等が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、JR 東海社員の氏名等は、条例第7条第2号に該当す

る。

(4) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号該当性について、以下検討する。

イ 大深度法認可申請の計画に関する事項等について

(7) 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件一部開示決定時点では、大深度法認可申請の計画に関する事項等を公にすると、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、JR 東海の社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあったとのことである。

(4) 当審査会において本件行政文書を見分したところ、大深度法認可申請の計画に関する事項等には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項、大深度法の認可申請の内容に関する事項、JR 東海の社内の検討状況並びに JR 東海の職員の個人的な見解が記載されていることが認められた。

(ウ) さらに、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、大深度法の認可申請は、平成 30 年 3 月 20 日に JR 東海から国土交通大臣に対しなされ、同年 10 月 17 日付けで認可されたとのことである。

(エ) 大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項並びに大深度法の認可申請の内容に関する事項が記載されており、大深度法の認可申請については平成 30 年 10 月 17 日付けで既に申請は認可されていることから、現時点においては、当該部分を公

にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、JR 東海の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分は、現時点においては、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

- (オ) 一方で、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分には、JR 東海の社内の検討状況及び JR 東海の職員の個人的な見解が記載されており、一部開示決定当時はもとより、大深度法の認可申請について認可がされた現時点においても、公にすることにより、JR 東海の確定した計画や決定した事項と受け取られ、県民の誤解や憶測を招き、JR 東海の社会的評価の低下につながるおそれは否定できないことから、JR 東海の権利や正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ JR 東海の電話番号について

実施機関によれば、不開示とした JR 東海の電話番号は、JR 東海が公表していない情報であり、一般の問合せは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を窓口として対応しているとのことである。

公表していない JR 東海の電話番号を公にすることとなると、これらの連絡先にも問合せ、意見等が寄せられることが想定され、これらの連絡先において行う通常の業務に支障を来すおそれがあり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、JR 東海の電話番号は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

エ 井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報について

実施機関によれば、井戸調査は大深度法の認可申請に必要となるものであり、これらの情報は、調査対象範囲の住民や法人のために示されているものにすぎず、不特定多数の者からの問合せ等を対象としたものではないとのことである。当該部分を公にすることとなると、井戸調査の請負者及び調査会社に対し調査対象範囲外の者から問合せ、意見等が寄せられ、井戸調査の請負者及び調査会社の業務に支障を来すなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。また、大深度法の認可がされた後であっても、様々な問合せ、意見等が寄せられ、業務に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、井戸調査の請負者及び調査会社に関する情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

オ 井戸調査員が携帯する身分証明書の様式について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、井戸調査員が携帯

する身分証明書の様式には、発行者の具体的名称が記載されており、大深度法の認可申請に当たっての井戸調査が終了しているかどうかにかかわらず、当該身分証明書の様式を公にすると、偽造が容易となり、JR 東海の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、井戸調査員が携帯する身分証明書の様式は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

カ 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

審査請求人は、本件開示請求に当たり実施機関が開示しないことにした部分につき、条例第 7 条第 3 号ただし書との関係において、どのような検討がされたのかが明らかにされるべきであると主張する。

条例第 7 条第 3 号ただし書の「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいい、事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、前記イ(ウ)及びウからオまでにおいて条例第 7 条第 3 号イに該当するとした情報については、これらを開示しても、人の生命、健康等への危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防することにつながるものではないと認められることから、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当しない。

キ 以上のことから、実施機関が条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示とした部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分については現時点においては同号に該当しないが、同欄に掲げる部分を除いた部分については同号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、大深度法認可申請の計画に関する事項等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関は、大深度法認可申請の計画に関する事項等は、国が大深度法の認可をするに当たっての国における審議、検討又は協議に関する情報であって、また、県が行う中央新幹線の建設促進に向けた県内部における検討にも使用する情報でもあり、公にすることにより、JR 東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなるおそれがあり、国や県における中央新幹線事業推進のための各種審議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張している。

ウ 前記(4)イ(エ)のとおり、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項並びに大深度法の認可申請の内容に関する事項が記載されており、大深度法の認可申請については平成 30 年 10 月 17 日付けで既に申請は認可されていることから、現時点においては、当該部分を公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、国や県における各種審議又は検討において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

エ 以上のことから、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分は、現時点においては、条例第 7 条第 5 号に該当しない。

オ 大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分は、前記(4)イ(オ)、カ及びキにおいて述べたとおり、条例第 7 条第 3 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 5 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、大深度法認可申請の計画に関する事項等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関は、大深度法認可申請の計画に関する事項等には、大深度法の認可申請をするに当たっての検討段階の情報が記載されており、当該情報を公にすることによって、利害関係者等からの圧力、干渉等の影響を受けるおそれがあり、その結果、国における大深度法の認可事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、JR 東海が開示されることを意識し、JR 東海から検討中の事項に関する詳細な情報を得られなくなり、中央新幹線事業を円滑に推進するための関係機関との連絡調整や地元住民等との調整などの県が行う中央新幹線の建設促進に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると主張している。

ウ 前記(4)イ(エ)のとおり、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分には、大深度法の認可申請の JR 東海及び国のスケジュールに関する事項並びに大深度法の認可申請の内容に関する事項が記載されており、大深度法の認可申請については平成 30 年 10 月 17 日付けで既に申請は認可されていることから、現時点においては、当該部分を公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、国における大深度法の認可事務の適正な遂行に支障を及ぼしたり、今後 JR 東海から詳細な情報を得られなくなり、県が行う中央新幹線の建設促進に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとは認められない。

エ 以上のことから、大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分は、現時点においては、条例第 7 条第 6 号に該当しない。

オ 大深度法認可申請の計画に関する事項等のうち別表の 4 欄に掲げる部分を除いた部分は、前記(4)イ(オ)、カ及びキにおいて述べたとおり、条例第 7 条第 3 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 6 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の 2 欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)から(6)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 1 JR 東海との打合せについて (H29. 1. 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名 (役職を含む。) 	条例第 7 条 第 2 号	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ記録の主なやり取りの一部 (1 ページ目の下から 12 行目 16 文字目から 36 文字目まで及び下から 5 行目 2 文字目から下から 3 行目 2 文字目まで並びに 2 ページ目の 3 行目 19 文字目から 22 文字目まで) 	条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の下から 5 行目 2 文字目から下から 3 行目 2 文字目まで及び 2 ページ目の 3 行目 19 文字目から 22 文字目まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の電話番号 	条例第 7 条 第 3 号イ	なし
文書 2 大深度地下使用手続に関する JR 東海との打合せについて (H27. 11. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名 (役職を含む。) ・ 請負者及び調査会社の担当者名 	条例第 7 条 第 2 号	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ概要の一部 (井戸調査の請負者の名称) ・ 請負者及び調査会社の名称、住所及び電話番号 ・ 井戸調査員が携帯する身分証明書の様式 	条例第 7 条 第 3 号イ	なし

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 3 中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会の開催について（H26. 4. 22）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名（役職を含む。） 	条例第 7 条 第 2 号	なし
文書 4 大深度地下使用に係る JR 東海、県建設部（建設企画課、用地課）との打合せ（H26. 2. 5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名（役職を含む。） ・ 打合せ記録の主な内容の一部 （2 ページ目の 8 行目 2 文字目から 10 行目 19 文字目まで、11 行目 2 文字目から 39 文字目まで及び 34 行目 2 文字目から 35 行目 31 文字目まで） 	条例第 7 条 第 2 号 条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の 8 行目 2 文字目から 9 行目 16 文字目まで及び 34 行目 2 文字目から 35 行目 31 文字目まで
文書 5 リニア建設に係るボーリング調査実施についての JR 東海、県河川課との打合せ（H25. 11. 18）	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の職員の氏名（役職を含む。） ・ 打合せ記録の内容の一部 （1 ページ目の下から 12 行目 2 文字目から下から 11 行目 34 文字目まで及び下から 10 行目 2 文字目から下から 8 行目 26 文字目まで） 	条例第 7 条 第 2 号 条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の下から 8 行目 7 文字目から 26 文字目まで

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 6 リニア建設に係るボーリング調査実施についての JR 東海、県河川課との打合せ (H25. 10. 24)	・ JR 東海の職員の氏名 (役職を含む。)	条例第 7 条 第 2 号	なし
	・ 打合せ記録の内容の一部 (1 ページ目の下から 7 行目 1 文字目から 21 文字目まで及び下から 6 行目 11 文字目から下から 3 行目 29 文字目まで)	条例第 7 条 第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号	・ 1 ページ目の下から 7 行目 1 文字目から 21 文字目まで及び下から 6 行目 11 文字目から下から 3 行目 3 文字目まで

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 13	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 9. 5	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 10. 30 (第 560 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 12. 18 (第 563 回審査会)	審議
31. 2. 18 (第 567 回審査会)	審議
31. 3. 15	答申